

2018年8月

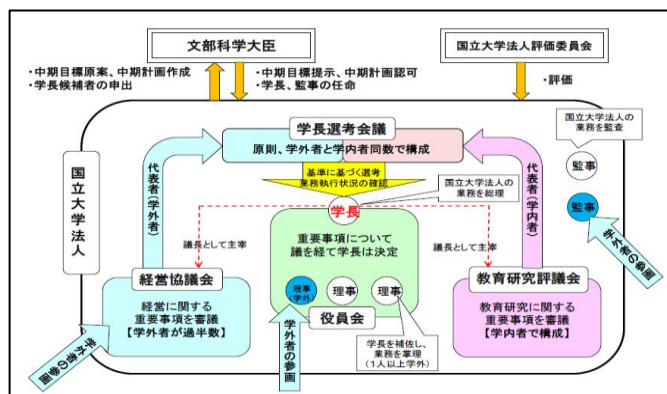
大学のガバナンス体制①

大学を中心とする学校制度については、近年の少子化やグローバル化等への対応のため、主に大学間の連携を可能とすべく制度改革が進められています。

その一方で、近年の不祥事案も踏まえ、各大学についてコンプライアンス体制を強化する方向での改革も進められています。

本ニュースレターにおいては、国立大学及び公立大学のガバナンス体制について、その概要をご紹介した上、近時の法改正の動向もご紹介します。

【図1】



1 国立大学について

(1) 国立大学の概要

国立大学は、国立大学法人により設置される大学です¹。平成16年4月に法人化される以前は、国立大学には国の行政組織としての制度（予算・人事等）が適用されていたため、教育研究の柔軟な展開には制約がありました。かかる制約等を解消すべく、予算等に関する国の諸規制の緩和、非公務員型の人事制度等による個々の大学の裁量の拡大、学外者の経営参画の法定化、中期目標に基づき学長を中心とした法人運営をめざし、国立大学の法人化が実施されました。

なお、現行の制度では、一つの国立大学法人が設置できる国立大学は一つのみとなっています（一法人一大学の原則）。もっとも、vol.1でご紹介したとおり、現在、一つの国立大学法人が複数の国立大学を設置することを可能にする方向での法改正に向けた検討がなされています。

(2) 国立大学法人のガバナンス体制

国立大学法人のガバナンス体制は、概要図1²のとおりです。以下、国立大学法人に設置されている各機関の権限や役割等をご紹介します。

ア 役員

国立大学法人に設置される役員及びその役割等は、概要以下のとおりです（国立大学法人法 10～14条、同 35条、独立行政法人通則法 24条参照）。

- 学長
 - 学校教育法 92条 3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
 - 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて³、文部科学大臣が行う。
 - 国立大学法人と学長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合には、監事が国立大学法人を代表する。
- 理事⁴
 - 学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
 - 理事は、特定の要件を充たす者のうちから、学長が任命する。
 - 理事には、現に当該国立大学法人の役員又

【監修・執筆者（弁護士）】

- 中森 亘 (WNakamori@kitahama.or.jp)
- 堀野 桂子 (KHorino@kitahama.or.jp)
- 孝岡 裕介 (YTakaoka@kitahama.or.jp)
- 里 貴之 (TSato@kitahama.or.jp)

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

は職員でない者（学外者）が含まれるようにしなければならない。

- 理事は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び国立大学法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該国立大学法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

● 監事⁵

- 監事は、文部科学大臣が任命する。
- 任命の際、現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（学外者）が含まれるようにしなければならない。
- 国立大学法人の業務を監査し、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 監事を除く役員及び職員に対する調査権限、子法人に対する調査権限が付与されている。
- 監事を除く役員に不正行為等があると認められた場合には、遅滞なくその旨を学長及び文部科学大臣に報告しなければならない。

イ 役員会

役員会は、学長及び理事で構成される会議体です。次の事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならないとされています（国立大学法人法 11 条 2 項）。

- 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- その他役員会が定める重要事項

ウ 経営協議会

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関です。経営協議会の構成は、概要以下のとおりです（国立大学法人法 20 条参照）。

- 学長、学長の指名する理事及び職員、役員及び職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの（学外委員）から構成される。
- 経営協議会の委員の過半数は、学外委員でなければならない。
- 議長は学長が務める。

エ 教育研究評議会

教育研究評議会は、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関です。教育研究評議会の構成は、概要以下のとおりです（国立大学法人法 21 条参照）。

- 学長、学長の指名する理事、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者、その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員から構成される。
- 議長は学長が務める。

オ 学長選考会議

学長選考会議は、学長の任命にかかる選考を行う機関で、原則として、経営協議会と教育研究評議会から選出された者（経営協議会と教育研究評議会から選出される数は同数である必要があります。）により構成されます（国立大学法人法 12 条 2 項）。

なお、学長選考会議は、国立大学が法人化された際に導入された制度です。法人化前の国立大学法人の学長は、学内者のみにより構成される「評議会」において選出され、文部科学大臣により任命されてきました。もっとも、①大学の自主性・自律性を尊重する必要性、②国立大学は国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学を目指すべきこと、③法人化に伴い学長について経営・教学双方の最終責任者として強いリーダーシップと経営手腕の発揮が求められるようになったことを踏まえ、学内のほか社会の意見を学長選考に反映させる仕組みとして、学長選考会議が導入されました。

(3) 国立大学法人の職員について

国立大学法人の職員は公務員としての身分を有していないため、一般企業の従業員と同様、労働法に基づく労使関係にかかる規律に服します。もっとも、国立大学法人が有する公共性に鑑み、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされ（国立大学法人法 19 条）、その給与は職員の勤務成績が考慮されるものでなければならず、さらに国立大学法人はその職員の給与及び退職手当の支給基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（国立大学法人法 35 条、独立行政法人通則法 52 条、63 条）。

2 公立大学について

(1) 公立大学の概要

公立大学については、従前から各地方自治体により設立されていましたが、平成 16 年の地方独立行政法人法の施行に伴い、各地方自治体の選択により公立大学法人の設置が可能となりました。

きはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

➤ 任命権者は理事長である。

● 監事⁹

- 公立大学法人の業務を監査する。
- 設立団体の定める規則¹⁰に基づき、監査報告を作成しなければならない。
- 監事を除く役員及び職員に対する調査権限、子法人に対する調査権限が付与されている。
- 監事を除く役員に不正行為等があると認められた場合には、遅滞なくその旨を理事長及び設立団体の長に報告しなければならない。

【図3】

	学長＝理事長	学長≠理事長
理事長の任命	公立大学法人の申出（選考機関が選考する）に基づき、設立団体の長が行う	設立団体の長が行う
学長の任命	同上	選考機関の選考に基づき理事長が行う
教員等の任命	理事長が任命する。	理事長が当該大学の副学長、学部長等を任命するときは、学長の申出に基づき行う。
理事長の解任	選考機関の申出により設立団体の長が行う。	設立団体の長が行う。
学長の解任	同上	選考機関の申出により、理事長が行う。

【図4】

公立大学法人の設置状況（平成28年度）	
1自治体が1法人のみを設置しているケース	
理事長＝学長	28自治体
理事長≠学長	23自治体 ※うち、18つの自治体は1法人1大学、5つの自治体は1法人2大学
2自治体で1法人を設置しているケース	
理事長＝学長	1件
1自治体が複数の法人を設置しているケース	
理事長＝学長	5自治体
理事長≠学長	1自治体
理事長＝学長 理事長≠学長併設	1自治体

ウ 経営審議会

経営審議会は、定款で定めるところにより設置される、公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関で、理事長、副理事長その他の者により構成されます（地方独立行政法人法77条1項、2項）。

エ 教育研究審議機関（教育研究評議会）

教育研究評議会は、定款で定めるところにより設置される、公立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関で、学長、学部長その他の者により構成されます（地方独立行政法人法77条1項、4項）。

オ 学長選考機関

学長を選考するために設置される機関で、経営評議会及び教育研究評議会の構成員から選出された者で構成されます（地方独立行政法人法71条3項、4項）。

カ 公立大学法人の職員について

公立大学法人の職員は公務員としての身分を有していないため¹¹、一般企業の従業員と同様、労働法に基づく労使関係にかかる規律に服します。もっとも、公立大学法人が有する公共性に鑑み、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされ（地方独立行政法人法58条）、その給与は職員の勤務成績が考慮されるものでなければならず、さらに公立大学法人はその職員の給与及び退職手当の支給基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（地方独立行政法人法57条1項、2項）。

(3) 公立大学のガバナンス体制

公立大学法人に移行していない公立大学のガバナンスについては、国立大学法人や公立大学法人のような特別法が存在しないため、大元である学校教育法等の定めが適用されることとなります（実際の運営は各地方公共団体によって行われています。）。その概要は以下のとおりです（学校教育法2条1項、85条、92条、93条、地方自治法244条2第1項、教育公務員特例法3条1項）。

- 地方公共団体は大学を設置することができる。
- 大学には学部を置くことを常例とする¹²。
- 原則として、大学には学長を置かなければならない。
- 大学には、副学長、学部長を置くことができる。
- 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会（評議会を置かない大学にあっては教授会、以下同じ。）の議に基づき学



長の定める基準により評議会が行う。

- 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 大学には教授会を置き、教授会は学長が以下の事項を決定するに当たり、意見を述べる。
 - 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 学位の授与
 - 上記のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして

学長が定めるもの

3 次回について

回りのニューズレター（Vol.3）においては、私立大学のガバナンス体制について、その概要をご紹介した上、近時の法改正の動向もご紹介することを予定しています。

¹ 国立大学法人法 2 条 1 項

² 「多様性を受け止めるガバナンス改革について（案）」〔平成 30 年 3 月 27 日〕—中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会

³ 学長選考会議の選考により行われる（国立大学法人法 12 条 2 項）。

⁴ 理事の設置人数は、各国立法人によって異なり、それぞれの員数は国立大学法人法別表第 1 において定められています。

⁵ 平成 27 年 4 月の国立大学法人法改正に伴い、その権限が強化されています。

⁶ 「多様性を受け止めるガバナンス改革について（案）」〔平成 30 年 3 月 27 日〕—中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会

⁷ 理事長及び副理事長の任期は定めることを要しません（地方独

立行政法人法 74 条 3 項、5 項）

⁸ 株式会社の取締役者に類似した地位であると解されます。

⁹ 平成 30 年 4 月に改正された地方独立行政法人法により、その権限が強化されています。

¹⁰ たとえば、大阪府は「大阪府地方独立行政法人法施行細則」を定め、監事が作成する監査報告についての定め等を設けています。

¹¹ 公立大学法人は、一般地方独立行政法人であるため、地方独立行政法人法 47 条の規定は適用されません。

¹² 個別の公立大学の設置に当たっては、いわゆる「●●大学条例」が地方公共団体によって制定され、どのような学部を設置するか等が定められることになります。